

加賀市次世代エアモビリティコンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本会は、加賀市次世代エアモビリティコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、次世代エアモビリティ(本規約においては、ドローンやeVTOLなど、広く空中での移動を可能にする技術のことをいう。)に関する産業集積を目指すべく、加賀市における次世代エアモビリティに関連する取り組みの促進や、空の産業集積を目指す加賀市としての存在感を高めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を実施する。

- (1) 次世代エアモビリティに関する情報共有
- (2) 次世代エアモビリティに関する共通課題についての検討
- (3) 加賀市における取組についてのPR
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 構成員は、コンソーシアムの趣旨に賛同する法人又は団体若しくは個人とする。

(会費)

第5条 コンソーシアムは、会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要性が生じた場合には、会費について、総会において検討を行うものとする。

(入会)

第6条 新たにコンソーシアムの構成員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第7条 構成員は、その意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、別に定める退会届出書を会長に届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会長は当該構成員を退会させることができる。

- (1) 構成員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は構成員に属する役員等が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 構成員に属する役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 構成員に属する役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 構成員に属する役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(会長)

第8条 コンソーシアムに会長を置く。

2 会長は、構成員の互選により定める。

(オブザーバー)

第9条 本会にオブザーバーを置くことができる。

(総会)

第10条 コンソーシアムに総会を置く。

2 総会は、構成員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又はオンライン等により開催することができる。

3 総会は、コンソーシアムの運営の基本的事項等について審議し、決定する。

4 総会は、構成員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって成立する

5 総会の議事は、出席者(代理出席、委任状を含む。)の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(経費)

第11条 コンソーシアムの経費は、補助金、委託料その他の収入をもって充てる。

(機密保持)

第12条 構成員及びオブザーバーは、コンソーシアムの活動において知り得た機密又は他の会員に関する一切の事項を、口頭、文書を問わず漏らしてはならない。コンソーシアムを退会した後も同様とする。

(期間)

第13条 コンソーシアムにおける期間は特に定めない。

(事務局)

第14条 コンソーシアムの事務局は、加賀市における次世代エアモビリティを所管する部とする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年1月28日から施行する。